

様式第8号（第8条関係）

令和7年9月16日

三郷市議会議長 武居弘治 様

三郷市議会議員政治倫理審査会会長 鈴木深太郎

審査結果報告書

令和7年8月25日付けで審査の付託があった件について、三郷市議会議員政治倫理条例第8条第1項の規定に基づき、次のとおり報告します。

記

1 審査対象議員名

関根和也 議員

2 審査請求の内容

令和7年8月11日以降、複数の市役所窓口において、大声で怒鳴り、職員等を誹謗中傷した。

また、SNS等のソーシャルメディアにおいて、本人の許可なく、顔写真を掲載し、実名で誹謗中傷を繰り返し、名誉を棄損した。

3 審査請求の対象となる事由の該当条項

① 三郷市議会議員政治倫理条例第3条第1号

市民の代表として、議会及び議員の名誉及び品位を損なう一切の行為を慎むこと。

② 三郷市議会議員政治倫理条例第3条第3号

市職員等の公正な職務の執行を妨げないこと。

③ 三郷市議会議員政治倫理条例第3条第4号

市職員等の採用、承認、異動その他の人事について、不当な関与をしないこと。

④ 三郷市議会議員政治倫理条例第3条第8号

その地位を利用して他者へのハラスメント行為、誹謗中傷その他の人権侵害の恐れのある行為をし、又は嫌がらせ、不当な強制、圧力をかけるなどの行為をしないこと。

⑤ 三郷市議会議員政治倫理条例第3条第9号

発言又は情報発信（ウェブサイトへの掲載を含む。）は、公人としての自覚及び責任をもって行い、他者の名誉を棄損し、又は人格を損なう一切の行為をしないこと。

4 審査の結果

別紙のとおり

審査の結果

1 審査の経過

審査会は、審査に付された今回の事件が、三郷市議会議員政治倫理条例（以下「条例」という。）

第3条政治倫理基準「議員は、議会及び議員の名誉及び品位を重んじ、法令、条例その他の社会的規範のほか、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。」の各号に違反する行為であるか否かについて、公平かつ慎重に審査を行った。

審査結果は以下のとおりである。

（1）審査会設置に係る経緯

市長から、令和7年8月22日「三郷市議会議員の不適切行為と思われる言動について（申入れ）」と称し、議長に対し、申入れ（書面）、DVD（動画）、庁内対応状況（記録）が提出された。申入れ内容は、業務遂行中に大声で、特定の職員に対し犯罪者であると誹謗中傷し、職を辞するよう要求する行為やソーシャルメディアに情報を発信した行為について、即中止するよう促したが、改善する様子もないため、市議会に対し対応を求めるものである。

以上により、市議会として、令和7年8月25日に各党会派の代表者による会議を行い、条例による審査が必要であると結論を出し、同日で審査請求書を議長に対し提出した。これにより、議長は審査会を設置し、本事件に係る審査を審査会に付託した。

同日、審査対象議員に対し、審査請求通知書を配達記録郵便で送達し、令和7年8月28日（木）に審査対象議員から議長に対し、弁明書の提出があった。

弁明書の内容は「憲法第 2 1 条で表現の自由が明記されている。これを踏まえ、条例及び審査会
は違法性が高い。ハラスメントの事実はない。申し入れをした市長に対し、本行為は言論封鎖と
いえるため、不信任決議を求める。」というものである。

(2) 第 1 回審査会 令和 7 年 8 月 2 5 日 (月)

・ 審査会委員名簿 (正副会長の互選)

会 長 鈴木 深太郎 議員	副会長 佐々木 修 議員
委 員 篠田 隆彦 議員	委 員 寺沢 美紗 議員
委 員 菊名 裕 議員	委 員 柴田 吾一 議員
委 員 西村 寿美枝 議員	委 員 佐藤 裕之 議員
委 員 高橋 誠一 議員	委 員 工藤 智加子 議員

合計 10 名

・ 経緯の確認

本事件についての経緯を市長からの申し入れ書等により確認した。

(3) 第 2 回審査会 令和 7 年 9 月 5 日 (金)

※以下、黒塗りは対象職員の個人名である。

・ 本事件内容の確認 (動画による)

市長から申し入れの際に提出された証拠品 (DVD) により、事件当時の動画を確認した。

動画の内容は、令和 7 年 8 月 1 8 日 (月) 市役所窓口において、職員の個人名を叫び、大
声で「 は官製談合やったんだよ。ここにいちゃいけないんだよ。」「犯罪者はここにいち

やいけないんだよ。」「犯罪者なんだよ[REDACTED]は。」などを繰り返し発言した。窓口職員が制止しようとするも「うるせえ お前もやめろ。」など発言したことを確認した。また、SNS等のソーシャルメディアに発信している画面の写しにより、一定の職員等の顔写真を許可なく配信した上、上記記載の内容と同等程度の誹謗中傷を繰り返していることを確認した。

・今後について

次回の審査会において、審査対象議員及び対象職員から聞き取りを行うことを決定した。

(4) 第3回審査会 令和7年9月9日(火)

・審査対象議員に対する事情聴取

条例第7条第1項により、審査会が審査対象議員に対し事情聴取を求めたが、審査対象議員曰く、弁明書により、市の条例及び審査会は違法性が高いと弁明しており、違憲である審査会の要請に応える必要はないとの理由で事情聴取に応じなかった。

※条例第7条1項の審査対象議員の協力義務に応じなかったため、同第2項により、その旨を公表とする。

・対象職員（[REDACTED]部長 [REDACTED]部長・[REDACTED]副部長・[REDACTED]課長）に対する事情聴取

※対象職員とは、市長からの申入れに記載されている対象職員のこと。

対象職員に対し個別で事情聴取を行った。聴取した内容は、「当時の状況について」「自身や窓口職員の体調等について」「動画では官製談合をしたとあるが事実か」「自分以外で官製談合の是非についての事実を知り得ているか」「審査対象議員や審査会、議会に対し何を求めたいか」などを聴取した。

- ・今後の対応について

本事件については、本日の対象職員に対する事情聴取及び動画、SNS の写し、対応記録、必要十分な事実が把握できているため、次回の審査会において、措置内容を決定する方針とした。

(5) 第4回審査会 令和7年9月16日(火)

・措置内容の決定に向け、委員全員から意見等を聴取し、条例第3条各号に該当する政治倫理基準に違反する事実を確認した。そのうえで、審査対象議員に対する必要な措置（条例施行規程第6条）について、無記名投票により決定した。

なお、会長を除く9名の投票結果は次のとおり。

- ① 注意 0 票
- ② 本会議における陳謝勧告 0 票
- ③ 一定期間の出席自粛勧告 0 票
- ④ 議長等役職及び議会選出委員の就任自粛勧告 0 票
- ⑤ 議長等役職及び議会選出委員の辞任勧告 0 票
- ⑥ 議員辞職勧告 9 票
- ⑦ 名誉の回復 0 票

・審査結果報告書（案）を協議した。

・審査結果報告書を作成し、議長に報告した。（条例第8条）

2 審査の結論

(1) 政治倫理基準（条例第3条）の違反行為の存否

・審査対象議員の一連の行為（執行部窓口において、対象職員に対し大声で誹謗中傷を繰り返した上、SNS等へ無断で顔写真を掲載し誹謗中傷をした事実について）は、

条例第3条「第1号 市民の代表として、議会及び議員の名誉及び品位を損なう一切の行為を慎むこと。」に該当する。

・執行部窓口において、頻繁に一定の時間、大声で誹謗中傷を繰り返す行為により、職員の業務遂行に多大な影響を与えたため、

同「第3号 市職員等の公正な職務の執行を妨げないこと。」に該当する。

・執行部窓口において、対象職員に対し、「お前はここにいちゃいけない」「うるせえ お前もやめろ」などと発言した行為は、

同「第4号 市職員等の採用、昇任、異動その他の人事について、不当な関与をしないこと。」に該当する。

・執行部窓口に頻繁に現れ、市議会議員であることを利用し、大声で対象職員の名前を挙げ、「早く辞めさせろ」などと繰り返した行為や、SNS等で「犯罪者として写真や氏名を公開する」などの行為は恫喝や誹謗中傷、人権侵害にあたると判断され、

同「第8号 その地位を利用して他者へのハラスメント行為、誹謗中傷その他の人権侵害の恐れのある行為をし、又は嫌がらせ、不当な強制、圧力をかけるなどの行為をしないこと。」に該当する。

・SNS 等に対象職員等の顔写真や氏名を掲載し、「対象職員は犯罪者であるため、逮捕起訴を求める。」など発信した行為は、

同「第 9 号 発言又は情報発信（ウェブサイトへの掲載を含む。）は、公人としての自覚及び責任をもって行い、他者の名誉を棄損し、又は人格を損なう一切の行為をしないこと。」に該当する。

以上、政治倫理基準に照らし合わせ、多数の違反があるとの結論に至った。

（２）必要と認める措置

・審査対象議員の事案については、市民の負託を受けた市議会議員が市民全体の代表者として、名誉と品位を損ない、三郷市議会への信用を失墜させていることに対し、「議員辞職勧告」相当であると決定した。

（３）三郷市議会において講ずるべき措置（条例第 11 条）

・本事件により発覚した事案に留まらず、市職員が被害者となるハラスメント行為を全面的に防止するため、加害者を議員や市民等、職場の上司や同僚まで広げた「ハラスメントの防止に関する条例」の策定を議会として執行部へ提案する。

※ここでいうハラスメントとは、「パワー・セクシャル・マタニティ・モラル・カスタマー・その他」のハラスメント行為をいう。

・市民の代表として負託を受けた議員が、市民から疑念を抱かれるような行為をしないよう、市議会として法令等を遵守する講習会を実施し、政治倫理基準の違反を根絶することを目指す。